

【令和5年8月18時点】

南風原町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業 申請要領

(南風原町民生部国保年金課・新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム)

概要

1. 趣旨

新型コロナウイルスワクチン接種のための必要な体制を確保するため、新型コロナウイルスワクチン接種に御協力いただいた診療所に対し、南風原町新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援事業を実施します。

2. 対象期間

~~第1期・・・令和5年5月1日(日)から同年7月2日(日)~~

第2期・・・令和5年7月3日(月)から同年9月3日(日)

第3期・・・令和5年9月4日(月)から同年11月5日(日)

第4期・・・令和5年11月6日(月)から同年12月31日(日)

3. 支給額

支給額は以下のとおりです。なお、接種回数により算定すること（予診のみは含まない）とし、消費税は反映しません。

《診療所》

週100回以上の接種を、2に定める対象期間に4週間以上行う場合には、

週100回以上の接種をした週における接種回数に対して回数当たり2,000円

※ ただし、週100回以上の接種をおこなったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意していること。

※ 時間外、夜間または休日の考え方

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診察時間に関わらない）

休日：土日祝祭日（医療機関の診療日に関わらない）

【令和5年8月18時点】

申請要件

申請をできる者は、次の全ての要件を満たすこととします。

1. 個別接種に協力し、支給要件を満たす接種や接種体制確保を行う南風原町内の診療所であること。
2. 申請者が、次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）
 - ② 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - ③ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

申請手続き等

1. 申請書類等

次の申請書類を提出してください。

なお、必要に応じて追加書類の提出及び説明等を求める場合があります。

(1) 申請に必要な書類

- ① 実績報告書（様式2）
- ② 請求書（様式3）
- ③ 振込先を確認できるもの(通帳のおもて面及び通帳を開いた1・2ページの写し)
- ④ 委任状（請求者と口座名義人が異なる場合）

2. 申請期限

以下の期限までの消印有効とします。

~~第1期・・・令和5年8月4日（金）（消印有効）~~

第2期・・・令和5年10月6日（金）（消印有効）

第3期・・・令和5年12月1日（金）（消印有効）

第4期・・・令和6年2月2日（金）（消印有効）

※期限までに提出がない場合支払いができない可能性があります。

期限厳守にご協力下さい。

【令和5年8月18時点】

3. 通知、支給の決定等

申請書類の審査の結果、支給の決定をしたときは、お支払いすることで通知に代えます。支給時期については次項参照。

【送付先】

〒901-1104

沖縄県島尻郡南風原町字宮平697番地10

南風原町新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム 宛

【令和5年8月18時点】

支給時期について

○支払い日（予定）

第1期・・・令和5年8月末頃

第2期・・・令和5年10月末頃

○振り込み名義

ハエバルチョウカイケイカンリシャ

（通帳は文字制限があり文字が省略される場合があります）

その他

1. 支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正が発覚した場合、南風原町は、支給決定を取り消す場合があります。

2. 様式等は、南風原町ホームページに掲載しております。

<http://www.town.haebaru.lg.jp/docs/2023050900043/>

（問い合わせ先）

南風原町新型コロナワクチン接種プロジェクトチーム

金城

TEL : 098-882-7663